

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和3年11月
総務省

1 改正の趣旨

令和3年度税制改正により、勤続年数5年以内の退職手当等の受給者（法人役員等以外の者に限る。）が受け取る退職手当等（以下「短期退職手当等」という。）について、退職所得控除額を除いた支払額 300 万円までは2分の1課税を適用し、それ以上の部分には2分の1課税を適用しないこととされた（令和4年1月1日施行）。

これに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の7第1項及び第328条の7第1項の規定が改正され、退職所得申告書の記載事項として、短期退職手当等に関する事項が追加されることとなったため、省令様式を次のように改正するもの。

2 主な改正の内容

令和4年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等に係る「退職所得申告書（第5号の9様式）」の記載事項として、短期退職手当等が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載することとする。

※ 第5号の9様式は、所得税における「退職所得の受給に関する申告書」と一体として用いられているものであり、その内容も一致させているところ、今般確定した所得税の申告書の様式に合わせる形で様式改正を行うもの。

3 施行期日

令和4年1月1日から施行する。

（改正後の地方税法施行規則第5号の9様式は、令和4年1月1日以後に提出する地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号に規定する退職所得申告書について適用する。）